

広島県告示第八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和四年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | |
|------------|---------------------|------------|
| 告示番号 | 平成三十年広島県告示第二百三十八号 | |
| 所在地 | 広島県広島市東区中山東三丁目地内 | |
| 土砂災害警戒区域 | 区域の名称 | 中山東三丁目（三七） |
| 土砂災害特別警戒区域 | 区域の名称 | 中山東三丁目（三七） |
| | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 急傾斜地の崩壊 |